

[事案 2021-106] 契約無効請求

- ・令和 4 年 8 月 3 日 和解成立

※本事案の申立人は [事案 2021-107] の申立人の兄弟である。

<事案の概要>

募集人から虚偽の説明を受けたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 5 月から 12 月にかけて契約した 3 件の外貨建個人年金保険（契約順に、契約①②③）について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、契約③は 3 年経過しないと減額できないと虚偽の説明を受けたため、契約①②を一部解約して申立外契約の保険料の支払いに充てた。実際は、保険料を 1 回支払えば減額することができた。
- (2) 一部解約にともなう早期解約リスクの説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約①②を一部解約するなどして、申立外契約の保険料の支払いに充てる提案はしたが、保険料支払方法の選択肢として提案したに過ぎず、この手段を選択したのはあくまで申立人である。
- (2) 募集人は、本契約の一部解約のたびに解約控除等が発生することを申立人に説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。